目次

前文

第1章 総則(第1条-第11条)

第2章 基本的施策

第1節 中小企業者の経営の向上及び改善(第12条-第15条)

第2節 創業、次世代産業の創出及び集積並びに産業のイノベーションの創出 (第16条-第18条)

第3節 地域に根ざした産業の振興等(第19-21条)

第4節 小規模企業者の事業環境の整備等(第22条)

第5節 雇用機会の提供及び人材の育成等(第23条-第25条)

第6節 産学官等の連携の促進等(第26条-第31条)

附則

長野県の産業発展の原動力は、進取の気性に富み、企業家精神に溢れる中小企業である。

本県の産業は、美しい自然環境、豊かな農林産物などの恵まれた地域資源や、勤勉で教育を重んじる県民性など様々な強みを活かして、大きな飛躍を遂げてきた。基幹産業は、明治期の製糸工業から、戦後の精密機械工業、その後、加工組立型産業、さらに近年は自動車産業の電装化分野へと、巧みに産業構造の転換を図りつつ発展し、地域に根ざした様々な産業も、地域の雇用を生み出し、地域経済を支え、県民が安心して暮らせる社会づくりに貢献している。これらに大きな役割を果たしているのは、中小企業である。

そして、今後、中小企業者は、優れた技術力を活かして新たな成長分野への進出に 果敢に挑戦し、産業のイノベーションを巻き起こしていくことが期待されている。さらに、中小企業が地域社会の課題の解決を目的として、住民、特定非営利活動法人等 の多様な主体と協働する新しいビジネスモデルが生まれ、ひいては年齢、性別、国籍 及び障害の有無に関わらず、県民一人一人がそれぞれの能力を発揮し、生き生きと働 き続けることができる社会の実現に寄与することも期待できる。こうした中小企業者 が挑戦し、中小企業が発展していく過程は、未来を担う子どもたちに夢や希望を与え るに違いない。

しかしながら、少子高齢化、人口減少やアジア新興国の台頭など大きな社会経済環境の変化により、中小企業は、厳しい経営環境に置かれている。

こうした中小企業を取り巻く状況を考えると、中小企業者の自主的な経営の向上や 改善の努力に加え、県民の理解と協力の下、中小企業関係団体や金融機関等はもとよ り、教育機関や労働団体も連携して、中小企業者の挑戦を応援していくことが必要と されているのである。

ここに、中小企業者が自らの重要性を改めて認識し、未来への希望を持って新たな 挑戦を行うことにより、中小企業が一層発展することを目指して、この条例を制定す る。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明

らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 中小企業者 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項各号に掲 げる者であって、県内に事務所又は事業所 (次号において「事務所等」という。) を有するものをいう。
 - (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所等を有するものをいう。
 - (3) 中小企業関係団体等 一般社団法人長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、一般社団法人長野県商工会議所連合会、商工会議所、長野県商工会連合会、商工会、商店街振興組合、その他の中小企業関係団体(第5条第4項及び第7条において「中小企業関係団体」という。)並びに公益財団法人長野県中小企業振興センター及び公益財団法人長野県テクノ財団をいう。
 - (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者 (金融機関等を除く。) をいう。
 - (5) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、公共職業能力開発施設及び研究機関をいう。
 - (6) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び長野県信用 保証協会をいう。
 - (7) 労働団体 労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条に規定する労働組合をいう。
 - (8) 関係団体等 第3号から前号に定める団体等をいう。 (基本理念)
- 第3条 中小企業は、多様な分野において自主的な事業活動を行うことにより、地域経済の牽引役として地域社会の持続的な発展に貢献する重要な存在であることに鑑み、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - (1) 中小企業者の経営革新等による経営の向上及び改善に対する自主的な取組が促進されるとともに、県産品の積極的な利用による地域の経済循環の創出が図られること。
 - (2)企業の創業と地域における次世代産業の創出及び集積が図られ、産業のイノベーションの創出(新たな製品の開発又は生産、新たなサービスの開発又は提供等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。 第4条第1項及び第17条において同じ。)が促進されること。
 - (3) 地域に根ざした商店街の活性化及び地場産業等の振興並びに豊かな地域資源を活かした観光産業及び農林産業の振興に留意して実施されること。
 - (4) 小規模企業者の経営の規模及び形態等に配慮するとともに、その活力が最大限に発揮されること。
 - (5) 年齢、性別、国籍及び障害の有無に関わらず多様な雇用の機会が確保され、労働環境が整備されるとともに、中小企業を担う人材の育成及び確保が図られること。
 - (6) 県、国、市町村、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、教育機関等、金

融機関等及び労働団体が相互に連携するとともに、中小企業の振興に関する施策の実施に当たり県民が協力することにより、これらの者が協働して推進されること。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、特に産業のイノベーションの創出に留意して、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、前項に定める中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、中小企業 者及び中小企業関係団体等の意見を反映するよう努めるものとする。

(中小企業者の努力)

- 第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、経営革新等を通じて自主的にその経営の向上及び改善を図るとともに、地域貢献活動の実施に努めなければならない。
- 2 中小企業者は、自らの特長を知り、相互に又は関係団体等と連携し、その経営能力並びに製品及びサービスの開発能力を高め、新たな事業分野への進出を図るよう 努めなければならない。
- 3 中小企業者は、自ら雇用の機会の創出、労働環境の整備及び従業者の育成に努め なければならない。
- 4 中小企業者は、その経営能力の向上等を図るため、中小企業関係団体へ積極的に 加入するよう努めなければならない。
- 5 中小企業者は、その事業活動において原材料及び物品等を調達する場合、県産品 を購入するよう努めなければならない。

(中小企業関係団体の役割)

第6条 中小企業関係団体は、中小企業者の経営能力の向上並びに製品及びサービスの開発能力の向上に資するため、特に小規模企業者に配慮して、中小企業に対する相談、指導、技術支援及び研修の実施等に努めるとともに、関係団体等が連携する体制の構築に努めなければならない。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、その事業活動と中小企業者の事業活動とが相互に依存している 関係にあること、及びその業種を問わず中小企業の経営等に大きな影響力を持つこ とに鑑み、中小企業者との意思疎通を図りつつ、中小企業者が供給する原材料、製 品及びサービスの利用並びに中小企業者への技術支援等を行うとともに、中小企業 関係団体への加入に努めなければならない。

(教育機関等の役割)

- 第8条 大学及び研究機関は、中小企業者と連携した研究開発に努めなければならない。
- 2 学校及び公共職業能力開発施設は、児童、生徒及び学生等の健全な勤労観及び職 業観を形成するための教育を行うよう努めなければならない。
- 3 職業教育を行う学校及び公共職業能力開発施設は、中小企業を担う人材の育成に 資するため、技術及び技能を養成するための実践的な教育の充実に努めなければな らない。

(金融機関等の役割)

第9条 金融機関等は、中小企業者に対する適切な経営の向上及び改善の支援並びに 融資等に努めなければならない。 (労働団体等の役割)

- 第10条 労働団体は、労働者の一層の勤労意欲の向上等を通じて中小企業の振興を図るため、中小企業者が行う労働環境の整備等に協力するよう努めなければならない。
- 2 中小企業の労働者は、中小企業の重要性を理解し、経営者とともに中小企業の将来を考え、自らの能力の向上を図ることを通じて、中小企業の発展に寄与するよう 努めなければならない。

(県民の理解と協力)

- 第11条 県民は、中小企業の振興が地域社会の持続的発展に寄与することを理解し、 中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 県民は、日常の生活において商品等を購入する場合、県産品の利用が中小企業の 振興につながることを理解し、その購入に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 中小企業者の経営の向上及び改善

(受注機会の増大及び県産品の積極的な購入)

第12条 県は、工事の発注並びに物品及びサービスの調達に当たっては、中小企業者の受注の機会の増大及び県産品の積極的な購入に努めるものとする。

(販路の拡大等)

- 第13条 県は、中小企業の経営革新による経営の向上及び改善を図るため、新たな製品又はサービスの開発に対する支援、国内外における販路の拡大その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定める販路の拡大は、中小企業者への商談の機会の提供、中小企業者がその事業基盤を県内に維持しつつ行う国内外における事業展開への支援その他の必要な措置を講ずることにより行うものとする。

(融資及び相談の実施等)

- 第14条 県は、前2条に定めるもののほか、中小企業者の経営の向上及び改善を図る ため、次に掲げる事項その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 融資及び相談の実施
 - (2) 輸送条件その他の立地条件の変化に対応した地域の産業基盤の整備
 - (3) 中小企業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する取組への支援
 - (4) 下請中小企業者に対する公正な取引の推進

(災害の発生後における事業継続の支援)

第15条 県は、中小企業関係団体及び金融機関等と連携し、中小企業者が災害の発生 後も円滑に事業を継続することができるよう、その事業継続計画の策定の支援その 他の必要な措置を講ずるものとする。

> 第2節 創業、次世代産業の創出及び集積並びに産業のイノベーションの創 出

(創業の促進)

第16条 県は、企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供、相談、融資その他の必要な措置を講ずるものとする。

(次世代産業及び産業のイノベーションの創出の促進)

第17条 県は、地域における次世代産業及び産業のイノベーションの創出を促進する ため、試験研究機関等による新しい製品又はサービスの開発、高付加価値化に対す る支援、融資その他の必要な措置を講ずるものとする。

(企業の立地及び定着等の促進)

第18条 県は、県内産業の空洞化を防止し、次世代産業等の集積により地域における 中小企業の発展を図るため、市町村、県内企業、大学及び金融機関等と連携し、県 内への企業の立地を促進するとともに、立地した企業と十分な意思疎通を図りつつ、 その定着及び発展に資する研究開発への支援その他の必要な措置を講ずるものと する。

第3節 地域に根ざした産業の振興等

(商店街の活性化)

第19条 県は、商店街が地域社会に果たす役割の重要性に鑑み、その活性化を図るため、商店街振興組合等が実施する事業に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地場産業の振興)

第20条 県は、食品、伝統的工芸品等の地場産業に係る中小企業の振興を図るため、 その販路の拡大、その技術の高度化及び継承への支援その他の必要な措置を講ずる ものとする。

(観光産業等の振興)

第21条 県は、豊かな地域資源を活かした観光産業及び農林産業並びに地域に根ざした建設産業等に係る中小企業の振興を図るため、国内外からの誘客の促進、農林産業との連携の支援、建設産業の技術の継承及び向上への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4節 小規模企業者の事業環境の整備等

(小規模企業者の事業環境の整備等)

第22条 県は、小規模企業者が地域経済の安定、次世代産業の創出等に重要な役割を 果たすことに鑑み、小規模企業者の自助努力を基本としつつ、その経営資源の確保 に配慮し、その活力が最大限に発揮されるよう、その事業環境の整備その他の必要 な措置を講ずるものとする。

第5節 雇用機会の提供及び人材の育成等

(雇用機会の提供及び労働環境の整備の促進)

- 第23条 県は、中小企業における雇用の機会を提供するため、情報提供、職業紹介その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、中小企業における労働環境の整備を促進するため、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第24条 県は、中小企業を担う人材の育成及び確保を図るため、公共職業能力開発施設の充実、中小企業者の需要に応じた職業訓練の実施、学生等の県内企業への就職の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(後継者の育成及び確保)

第25条 県は、中小企業関係団体と連携し、中小企業者が円滑に事業の承継(親族外承継を含む。)を行うことができるよう、その後継者の育成及び確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

第6節 産学官等の連携の促進等

(産学官等の連携の促進等)

第26条 県は、地域における次世代産業の創出、産業の高付加価値化等を図るため、 産学官連携を一層推進するとともに、中小企業関係団体等、金融機関等及び労働団 体の連携を強化するために必要な措置を講ずるものとする。 (市町村への協力)

第27条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村に対し、 情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動の充実等)

第28条 県は、県民等の中小企業の振興に関する理解を深めるとともに、県内の中小企業者の受注の機会の増大及び県産品の購入が図られるようにするため、広報活動の充実、優れた中小企業者の顕彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究)

第29条 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及 び研究を実施するものとする。

(財政上及び税制上の措置)

第30条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上及び税制 上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第31条 知事は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、その概要を公表するものとする。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。